

建設業者監督処分情報

1 処分を受けた建設業者に関する事項

| | | | |
|------------|--|----------------|---------|
| 商号又は名称 | 誠工株式会社 | 代表者氏名 | 白川 誠 |
| 主たる営業所の所在地 | 兵庫県神戸市兵庫区大開通 2-3-21 甲南アセット大開ビル別館 5F | | |
| 許可番号 | 兵庫県知事(般-3) 第117050号 | 許可を受けている建設業の種類 | 建、管、鋼、解 |

2 処分に関する事項

| | | | |
|--|---------------------|---------|-------|
| 処分年月日 | 令和5年5月30日 | 処分を行った者 | 兵庫県知事 |
| 根拠法令 | 建設業法第29条第1項第2号及び第7号 | | |
| 処分の内容 | | | |
| <p>建設業法第29条第1項の規定に基づく許可の取消</p> | | | |
| 処分の原因となった事実 | | | |
| <p>誠工(株)の役員は、令和2年9月15日に神戸簡易裁判所において、傷害罪により罰金30万円の判決を受け、同年10月2日にその刑が確定した。</p> <p>上記の事実にもかかわらず、令和3年4月9日付の同許可の更新及び業種追加申請において、同社およびその役員が欠格要件に該当しないとする虚偽の書類を提出し、同年4月27日付けで許可を受けた。</p> <p>このことは建設業法29条第1項第2号及び第7号に該当する。</p> | | | |
| その他参考となる事項 | | | |
| <p></p> | | | |